

設立法人以外の者に対する特定短期貸付金等に係る将来負担額の算定基準 ①

- 設立法人以外の者に対する特定短期貸付金等(いわゆる「オーバーナイト」及び「単コロ」)に係る一般会計等負担見込額については、以下の基準に基づき、将来負担額に算入。

1. 対象法人への財政援助としての特定短期貸付金等

標準評価方式

- ①、②により地方公共団体から対象法人への特定短期貸付金を、以下の債務区分に分類。
A) 正常償還見込債務(10%以上)、 B) 地方公共団体要注意債務(30%以上)、 C) 地方公共団体負担懸念債務(50%以上)、 D) 地方公共団体実質管理債務(70%以上)、 E) 地方公共団体実質負担債務(90%以上)

① 財務諸表評価方式 (公表された財務諸表等から債務区分等を判定する方法)

- I 一般法人型
- II インフラ法人型
- III 不動産取引型

② 格付機関の格付等の専門の第三者の評価から判定する方法

個別評価方式

- ① 資産債務個別評価方式
- ② 経営計画個別評価方式

2. 制度融資等に係る特定短期貸付金等

将来負担額 = 預託金(特定短期貸付金等)の額 × 預託金(特定短期貸付金等)の減少率※

※ 「返還された預託金の額」が「預託を行った額」を下回った場合における当該「下回った額」を「預託を行った額」で除して得た値

3. その他の形態の特定短期貸付金等

設立法人以外の者に対する特定短期貸付金等に係る将来負担額の算定基準 ②

< 1. ①財務諸表評価方式（I 一般法人型）の例 >

別紙1-1 財務諸表評価方式（一般法人）

		損益計算書上の経常損益										
		経常損益が黒字					経常損益が赤字					
		経常黒字の債務超過額に対する割合					経常赤字の特定短期貸付金に係る債務の額に対する割合					
		3分の1以上	5分の1以上3分の1未満	10分の1以上5分の1未満	10分の1未満	20分の1未満	20分の1以上10分の1未満	10分の1以上5分の1未満	5分の1以上2分の1未満	2分の1以上		
貸借対照表上の純資産	貸借対照表上の純資産	10年後において資産超過	A					A				
		5年後において資産超過であって、10年後において債務超過						B				
		5年後における債務超過額又は5年後における特定短期貸付金に係る債務の額のいずれか少ない額が特定短期貸付金に係る債務の額の4分の1未満						B	B	B	B	C
		5年後における債務超過額又は5年後における特定短期貸付金に係る債務の額のいずれか少ない額が特定短期貸付金に係る債務の額の4分の1以上2分の1未満						B	B	B	C	D
		5年後における債務超過額又は5年後における特定短期貸付金に係る債務の額のいずれか少ない額が特定短期貸付金に係る債務の額の2分の1以上4分の3未満						B	B	B	C	D
		5年後における債務超過額又は5年後における特定短期貸付金に係る債務の額のいずれか少ない額が特定短期貸付金に係る債務の額の4分の3以上特定短期貸付金に係る債務の額未満						B	B	C	D	E
		5年後における債務超過額又は5年後における特定短期貸付金に係る債務の額のいずれか少ない額が特定短期貸付金に係る債務の額以上						B	B	C	D	E
		経常黒字の債務超過額に対する割合					経常赤字の特定短期貸付金に係る債務の額に対する割合					
		3分の1以上	5分の1以上3分の1未満	10分の1以上5分の1未満	10分の1未満	20分の1未満	20分の1以上10分の1未満	10分の1以上5分の1未満	5分の1以上2分の1未満	2分の1以上		
		債務超過額が特定短期貸付金に係る債務の額の4分の1未満	B	B	B	B	B	C	D	E	E	
		債務超過額が特定短期貸付金に係る債務の額の4分の1以上2分の1未満	B	B	B	B	C	D	E	E	E	
		債務超過額が特定短期貸付金に係る債務の額の2分の1以上4分の3未満	B	B	B	C	D	E	E	E	E	
		債務超過額が特定短期貸付金に係る債務の額の4分の3以上特定短期貸付金に係る債務の額未満	B	B	C	D	E					
		債務超過額が特定短期貸付金に係る債務の額以上	B	C	D	E	E					

※ A、B、C、D及びEとは、債務区分のA（正常償還見込債務）、B（地方公共団体会要注意債務）、C（地方公共団体負担懸念債務）、D（地方公共団体実質管理債務）及びE（地方公共団体実質負担債務）のことをいう。

債務超過額とは、負債の額が資産の額を超える場合における当該超える額をいう。